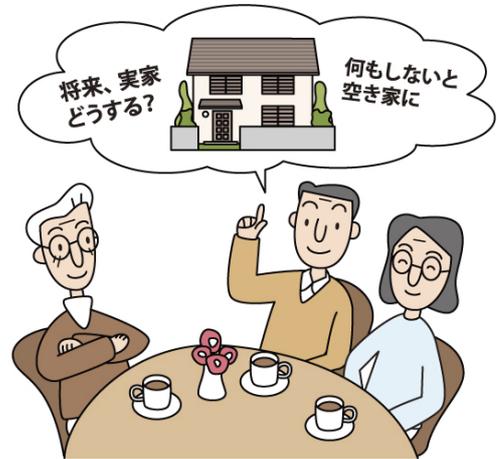


『空家等』を適切に管理しましょう

「空家等」は個人の財産。管理は所有者等の責任です！

所有者等のみなさんは、所有又は管理する空家等の状態を定期的に点検し、敷地内の清掃や、状況によっては修繕や撤去を行うなど、適切な管理を心掛けましょう。

また、今後、建築物を利用する予定がない場合には、賃貸や売却によって利活用を検討することや、不動産の相続について事前にご家族で話し合っておくことも大切です。



空家等を十分な管理をせず放置した結果、事故が発生し、他人に被害を与えてしまった場合、その所有者等は、損害賠償などの管理責任を問われることがあります。

「空家等」には…

建物に附属する門や塀、その敷地自体も含まれます。

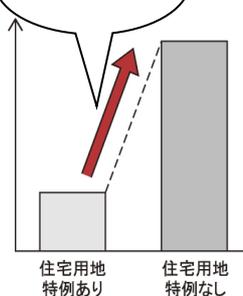
「所有者等」には…

所有者以外に管理者や占有者、法定相続人等も含まれます。

所有者等に対し適切な管理を促します！

市では、法や条例に基づき、空家等の所有者等に対し、その状況に応じて、指導を行います。管理不全空家等、特定空家等として勧告を受ければ敷地の住宅用地特例が除外され、固定資産税が上がることとなります。

最大約4倍に！

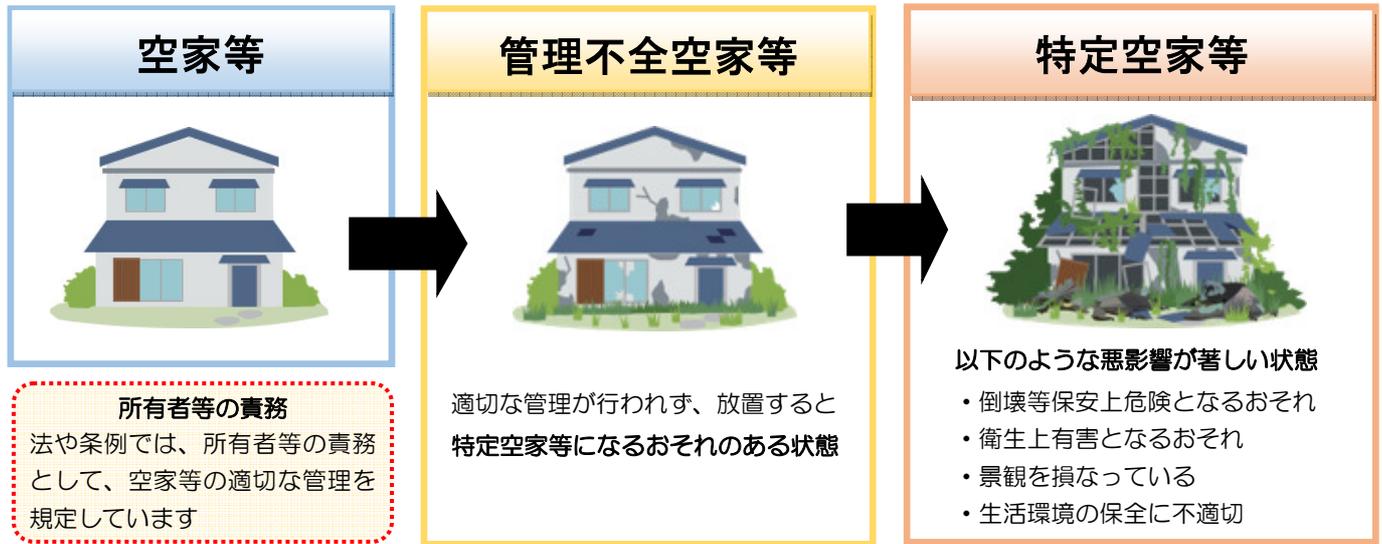


■固定資産税の住宅用地特例とは？

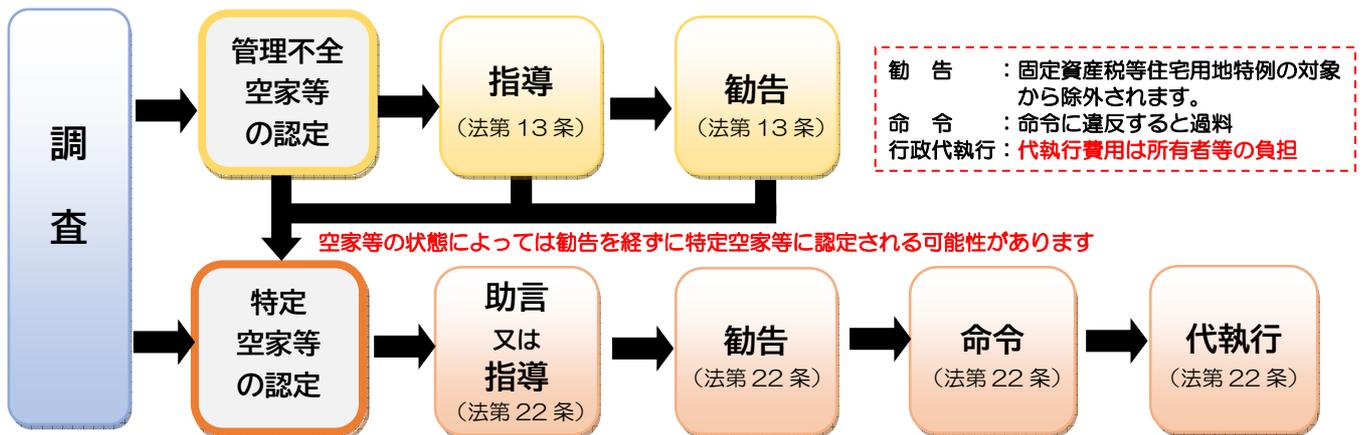
住宅用地は、その税負担を軽減することを目的として、その面積の広さによって、固定資産税の評価額が最大6分の1になるなど、減額されています。管理不全空家等、特定空家等に認定され、勧告を受けると、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されます。

市の対応の流れ

■空家等の状態により「管理不全空家等」や「特定空家等」の認定を行います。



■認定後、適切な管理が行われないまま周辺への悪影響が予測される場合、法に基づく措置を進めます。



空家等に関するお問い合わせ

空家等に係る問題は、本来、当事者間で解決すべきものでありますが、市ではお困りごとに応じた相談や支援制度のご案内などの対応を行っています。下記窓口もしくは最寄りの地区市民センターへご相談下さい。

空家等の問題に係る個別のご相談	内 容	担当課	連絡先
	①管理不全な建築物に関する事	建築指導課	059-354-8207
	②空家等の利活用に関する事	都市計画課	059-354-8272
	③火災予防に関する事	お近くの消防署へお問い合わせください	
		予防保安課	059-356-2008
	④防犯に関する事	市民協働安全課	059-354-8179
	⑤立木等に関する事	生活環境課	059-354-4415
	⑥固定資産税に関する事	資産税課	059-354-8134
	⑦獣害等に関する事	環境政策課	059-354-8188
	⑧野良犬等の糞み付きに関する事	衛生指導課	059-352-0591
	⑨浄化槽等の放置に関する事	生活排水課	059-354-8402
	⑩防災全般に関するご相談	危機管理課	059-354-8119